

令和4年11月18日

警察庁

生活安全局 保安課 御中

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

往復運搬可能な運搬証明書が必要となるケースについて

弊会より要望しております「往復運搬可能な運搬証明書」が必要なケースは、基本的には火薬商の火薬庫から消費現場に当日消費予定の火薬類を運搬した際に、発破作業が中止となったため、そのまま持ち帰らざるを得ないという場合です。具体例を下記の通り報告しますので、ご参照願います。

記

1. 明り発破を行う消費現場：採石場、造成工事等

- (1) 天候の悪化（暴風雨、雷の発生等）による発破作業の中止
- (2) 急な湧水等、切羽の状況悪化による発破作業の中止
- (3) クローラー等の掘削機械の不調による発破作業の中止

2. トンネル掘削現場

- (1) 落盤や肌落ち（切羽面からの岩石の崩落）等による発破作業の中止
- (2) 急激な湧水による発破作業の中止
- (3) 穿孔作業用のドリルジャンボの不調による発破作業の中止
- (4) 岩質の変化により発破掘削が不可となったことによる発破作業の中止
- (5) 発注者の見学や立入検査等による発破作業の中止

3. 共通

- (1) 発破作業による事故等アクシデントの発生による発破作業の中止
- (2) 作業者の体調不良等要員不足による発破作業の中止

※ 作業者の家族にコロナ発症者が出た例等が報告されています